

令和5年12月

富田東地区及び御前南地区 下水道事業のお知らせ

郡山市上下水道局



日頃、上下水道事業にご理解いただき、お礼申し上げます。
本市では、市民の皆様の快適な暮らしを実現するため、下水道の整備を順次進めています。
来年度（令和6年度）以降の整備予定区域等についてお知らせします。

～ 目 次 ～

- 1 下水道を整備する予定の区域…3ページ  地図はこちら
- 2 スケジュール…6ページ  下水道工事の時期等はこちら
- 3 下水道が整備されるとどうなる？…8ページ  暮らしの変化や浄化槽との比較等はこちら
- 4 市と個人による工事の範囲…15ページ  宅地内の工事は個人での実施となります
- 5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度…18ページ  受益者負担金や下水道使用料等



郡山市下水道キャラクター くまっち

富田東地区及び御前南地区 下水道事業のお知らせ

令和5年12月

郡山市上下水道局

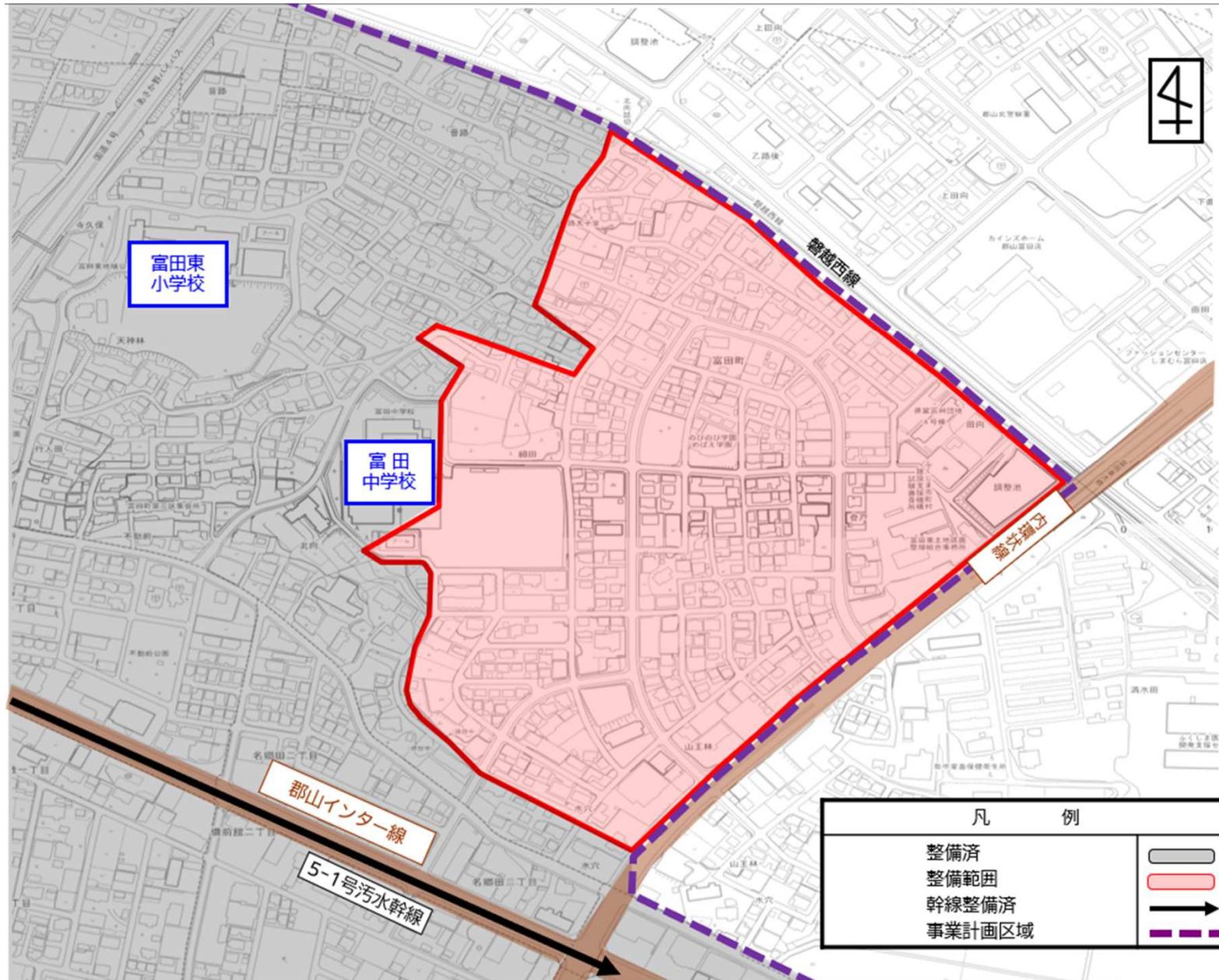


～ 目 次 ～

- 1 下水道を整備する予定の区域…3ページ  地図はこちら
- 2 スケジュール…6ページ  下水道工事の時期等はこちら
- 3 下水道が整備されるとどうなる？…8ページ  暮らしの変化や浄化槽との比較等はこちら
- 4 市と個人による工事の範囲…15ページ  宅地内の工事は個人での実施となります
- 5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度…18ページ  受益者負担金や下水道使用料等

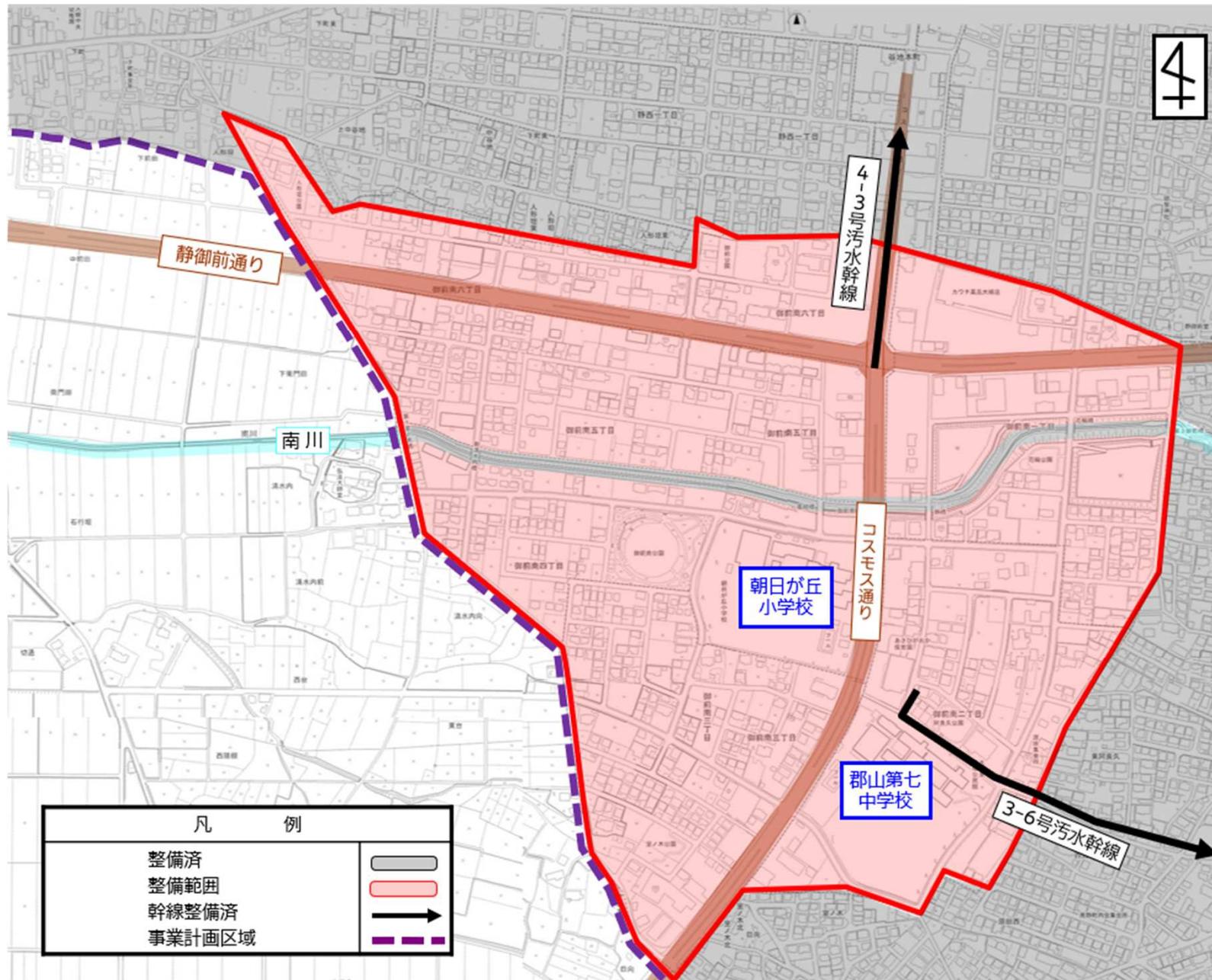
1 下水道を整備する予定の区域 (1/2)

富田東地区の整備予定区域は、下図の赤いエリアです。



1 下水道を整備する予定の区域 (2/2)

御前南地区の整備予定区域は、下図の赤いエリアです。



富田東地区及び御前南地区 下水道事業のお知らせ

令和5年12月

郡山市上下水道局

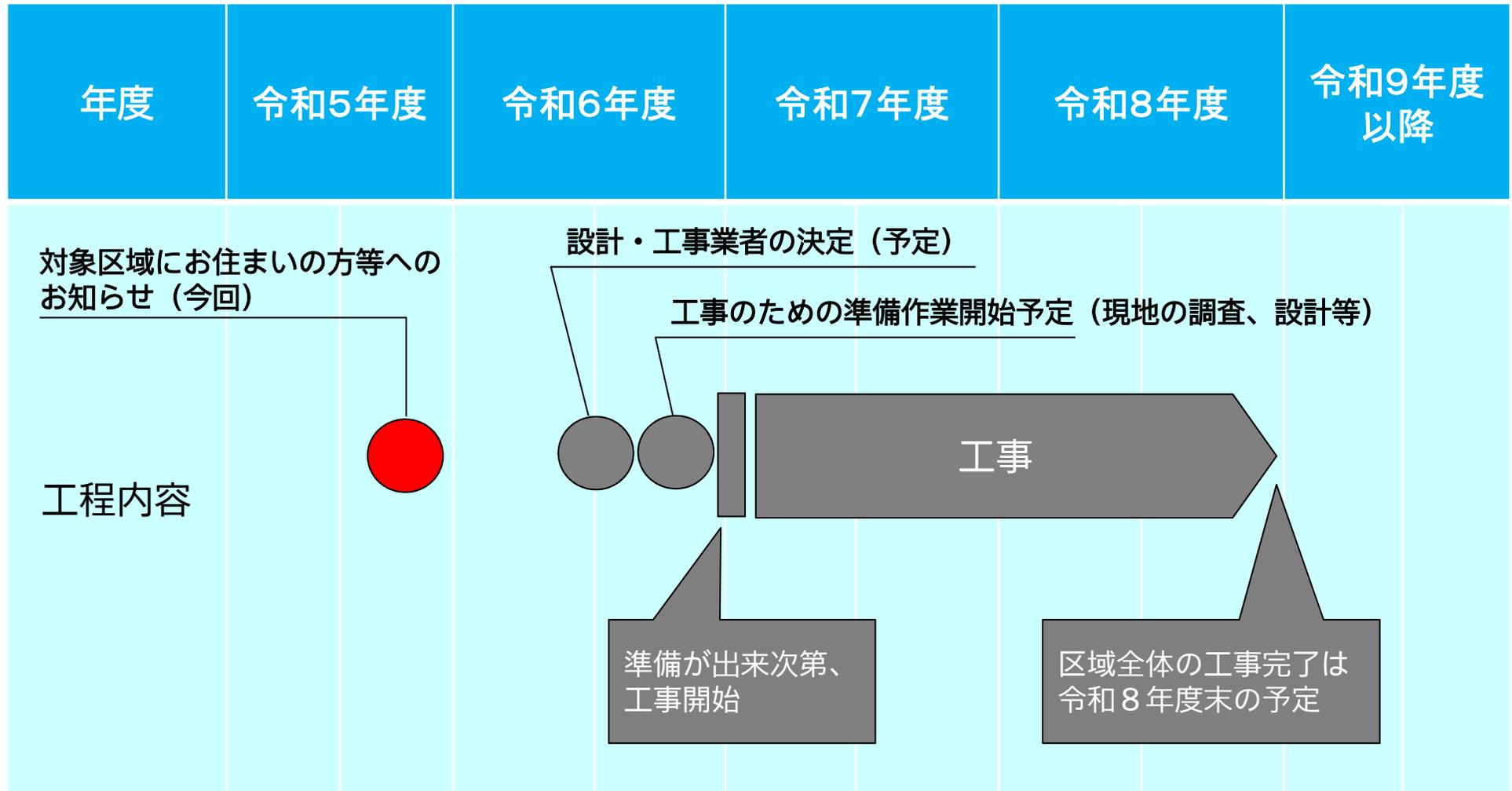


～ 目 次 ～

- 1 下水道を整備する予定の区域…3ページ  地図はこちら
- 2 スケジュール…6ページ  下水道工事の時期等はこちら
- 3 下水道が整備されるとどうなる？…8ページ  暮らしの変化や浄化槽との比較等はこちら
- 4 市と個人による工事の範囲…15ページ  宅地内の工事は個人での実施となります
- 5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度…18ページ  受益者負担金や下水道使用料等

2 スケジュール

現時点（令和5年12月）時点での予定は、以下のとおりです。



工事の実施時期や下水道が使えるようになる時期については、詳細が決まり次第お知らせします。

富田東地区及び御前南地区 下水道事業のお知らせ

令和5年12月

郡山市上下水道局



～ 目 次 ～

- 1 下水道を整備する予定の区域…3ページ  地図はこちら
- 2 スケジュール…6ページ  下水道工事の時期等はこちら
- 3 下水道が整備されるとどうなる？…8ページ  暮らしの変化や浄化槽との比較等はこちら
- 4 市と個人による工事の範囲…15ページ  宅地内の工事は個人での実施となります
- 5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度…18ページ  受益者負担金や下水道使用料等

3 下水道が整備されるとどうなる？ (1/4)

⇒暮らしや地域がより衛生的に、快適になります。

下水道の整備前

側溝や水路に流される生活排水

悪臭や蚊、ハエの発生原因
水路や川の汚れの原因



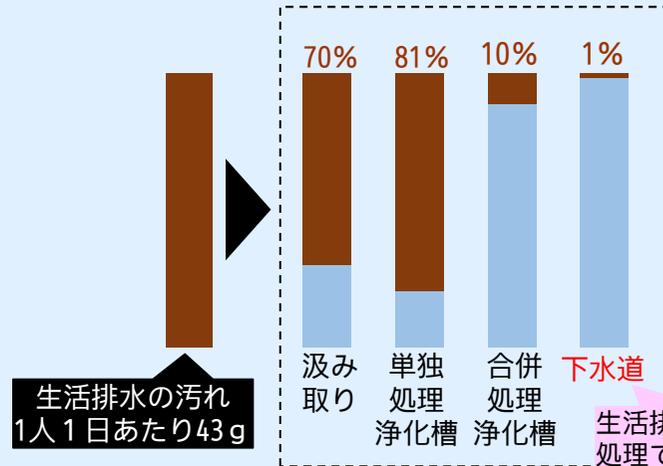
下水道の整備 (生活排水を全て下水道で処理)

下水道の整備後

生活環境の改善
(清潔な街並み)

公共用水域の
水質保全

各污水处理施設による汚れの排出割合



■ : 水路や川へ排出される汚れ ■ : 污水处理施設で処理される汚れ



3 下水道が整備されるとどうなる？ (2/4)

⇒下水道への接続・切替ができるようになります。

現在、皆様の生活排水の処理方法は、どれに該当しますか？

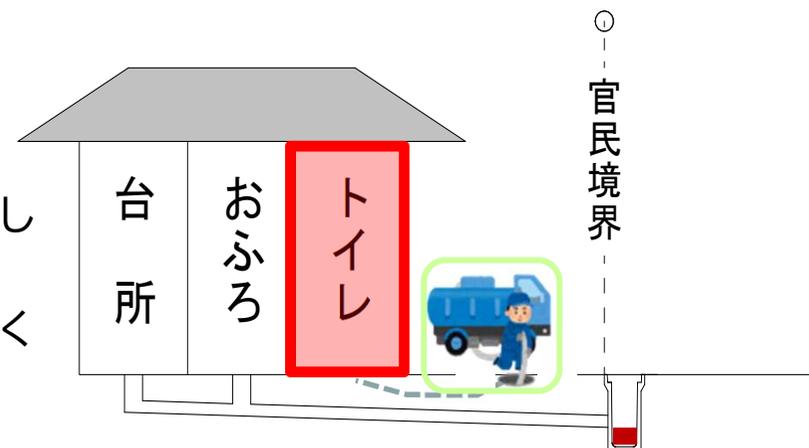
①汲み取り

個人が管理

トイレの汚水のみを処理する方法

トイレの排水のみをバキューム車で吸引し処理しています。

それ以外の台所からの排水やお風呂の排水は近くの側溝などへ流します。



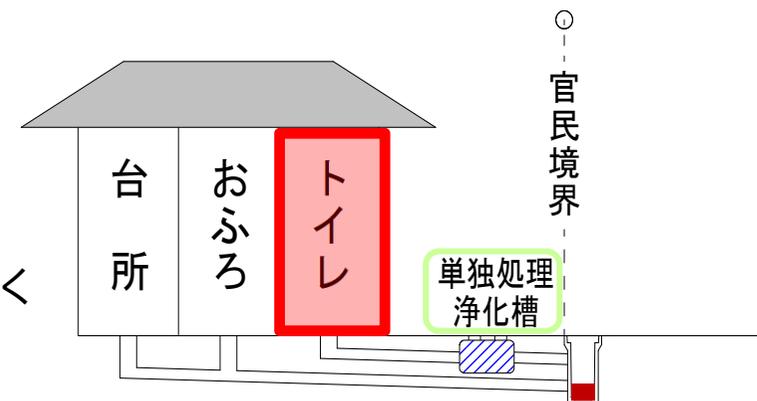
②単独処理浄化槽

個人が管理

トイレの汚水のみを処理する方法

トイレの排水のみを浄化槽で処理します。

それ以外の台所からの排水やお風呂の排水は近くの側溝などへ流します。



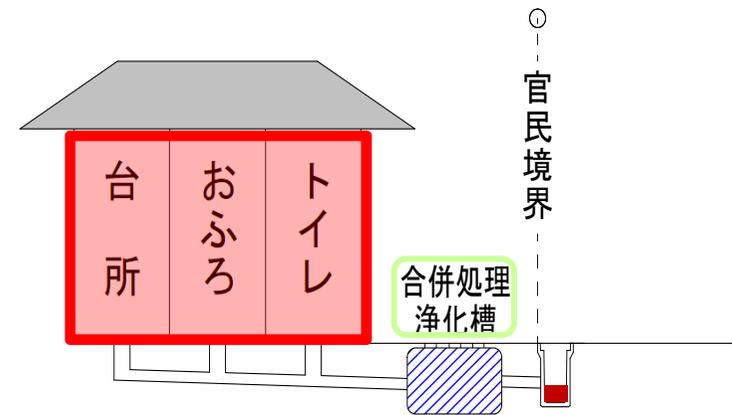
水環境を守るため、下水道未整備地区については、浄化槽法の改正（平成13年4月施行）により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めることとなりました。

③合併処理浄化槽

個人が管理

生活排水すべてを処理する方法

生活排水すべてを浄化槽で処理し、処理水を近くの側溝などへ流します。



★今回の下水道事業で整備されるのはこちらです。

④公共下水道

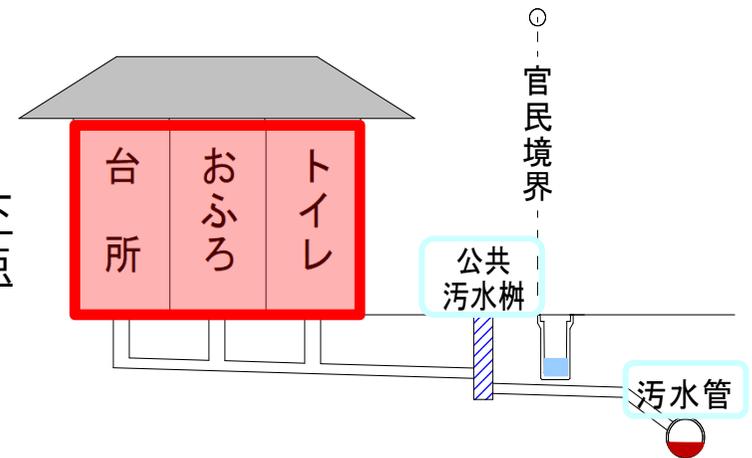
市が管理

生活排水すべてを処理する方法

生活排水すべてを污水管に流せます。汚水はその後、処理場まで流れ一括処理されます。

排水設備工事費(※)は個人負担となりますが、公共下水道に接続すると、①汲み取り、②・③浄化槽の保守点検や汚泥清掃が不要となります。

※詳細は、20ページをご覧ください。



3 下水道が整備されるとどうなる？ (3/4)

⇒便利になる一方、下水道へ接続する義務が生じます。

合併処理浄化槽などの汚水処理施設を
適正に管理していれば下水道へ接続
しなくても良いの？



下水道の整備が終了し、供用開始しますと、
「下水道法第10条」が適用されますので、
法に基づき、下水道へ接続していただくようお願いします。

下水道法

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。

「遅滞なく」とは、「事情の許す限り最も速やかに」とされています。

3 下水道が整備されるとどうなる？ (4/4)

⇒浄化槽に比べ、維持管理に必要な費用がお得になります。

●合併処理浄化槽の年間維持管理費

～例) 5人槽の場合～

電気代(ブロー)	11,000円
保守点検	18,000円
汚泥清掃	25,000円
法定検査 11条検査	6,000円

合併処理浄化槽 年間維持管理費 (例)

60,000円/年

※「環境省：平成21年度浄化槽の維持管理費用に関する調査報告書」から抜粋

※1か月20m³使用の場合

年間23,000円の差

下水道年間使用料 (例)

37,000円/年

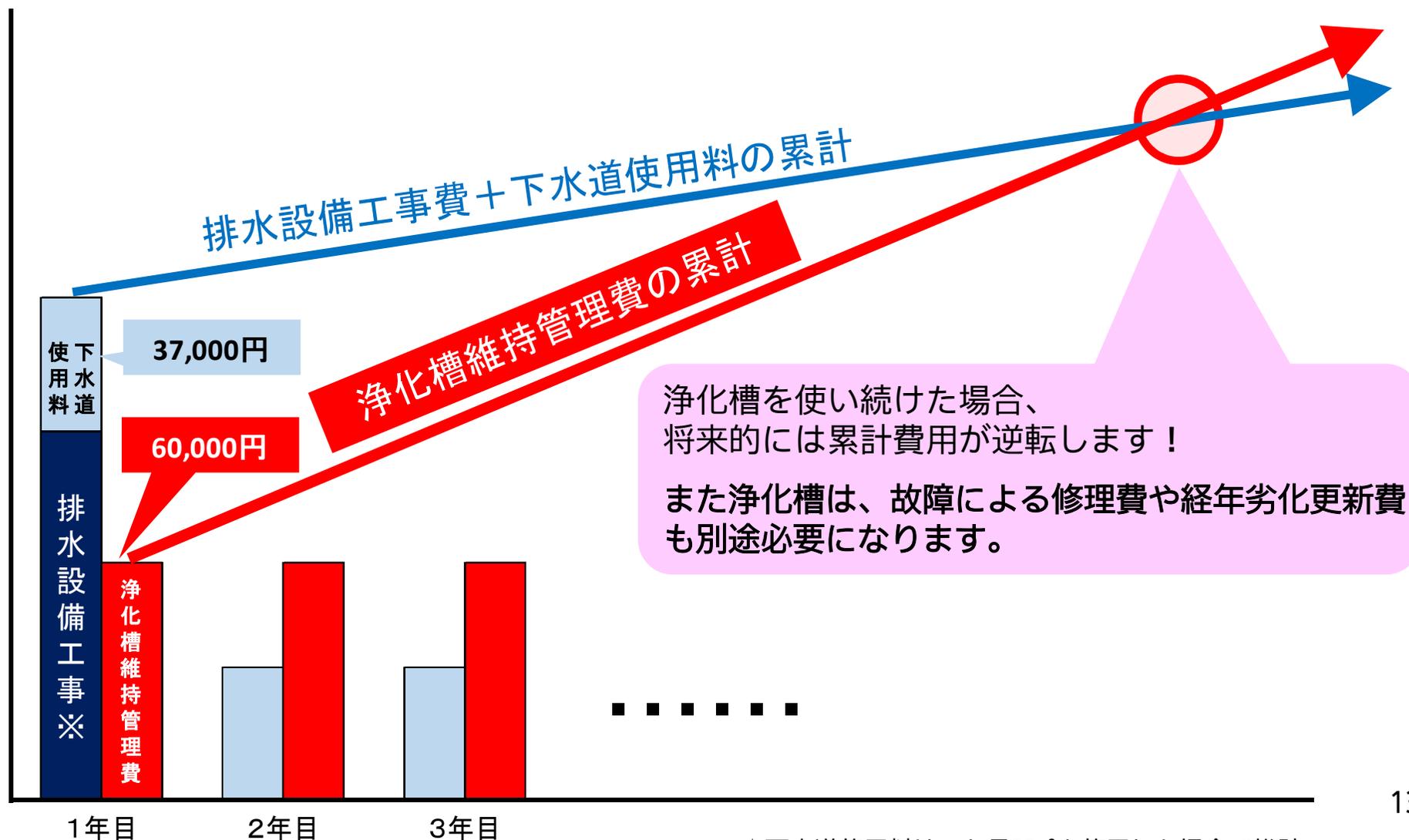
※使用料：6,132円/2ヶ月=3,066円/月

年間：3,066円/月×12月/年=36,792円/年

≒37,000円

排水設備工事の初期費用(※)を加えても、将来的には下水道の方がお得です。

※詳細は、20ページをご覧ください。



★下水道使用料は一か月20m³を使用した場合で推計

富田東地区及び御前南地区 下水道事業のお知らせ

令和5年12月

郡山市上下水道局

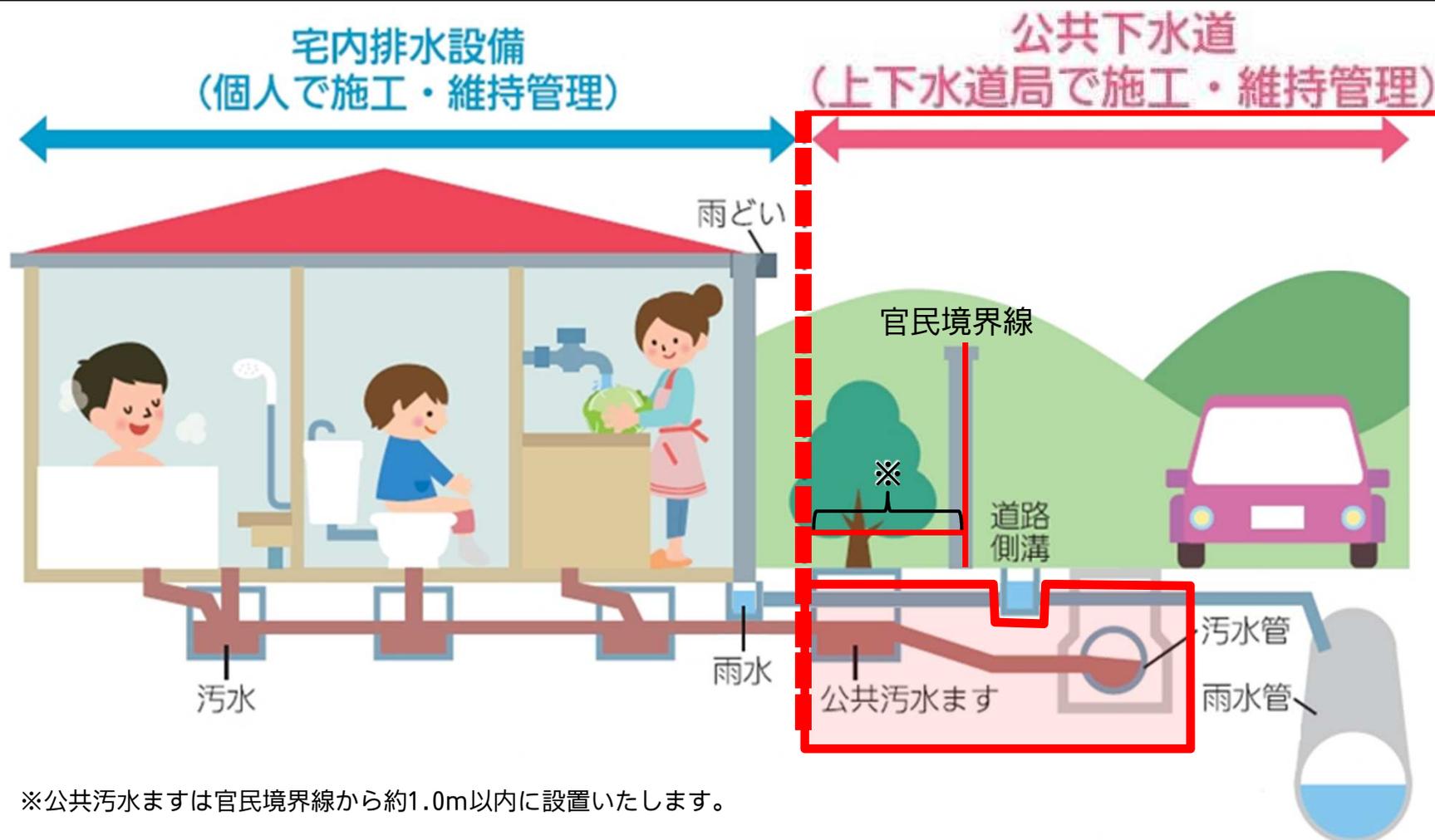


～ 目 次 ～

- 1 下水道を整備する予定の区域…3ページ  地図はこちら
- 2 スケジュール…6ページ  下水道工事の時期等はこちら
- 3 下水道が整備されるとどうなる？…8ページ  暮らしの変化や浄化槽との比較等はこちら
- 4 市と個人による工事の範囲…15ページ  宅地内の工事は個人での実施となります
- 5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度…18ページ  受益者負担金や下水道使用料等

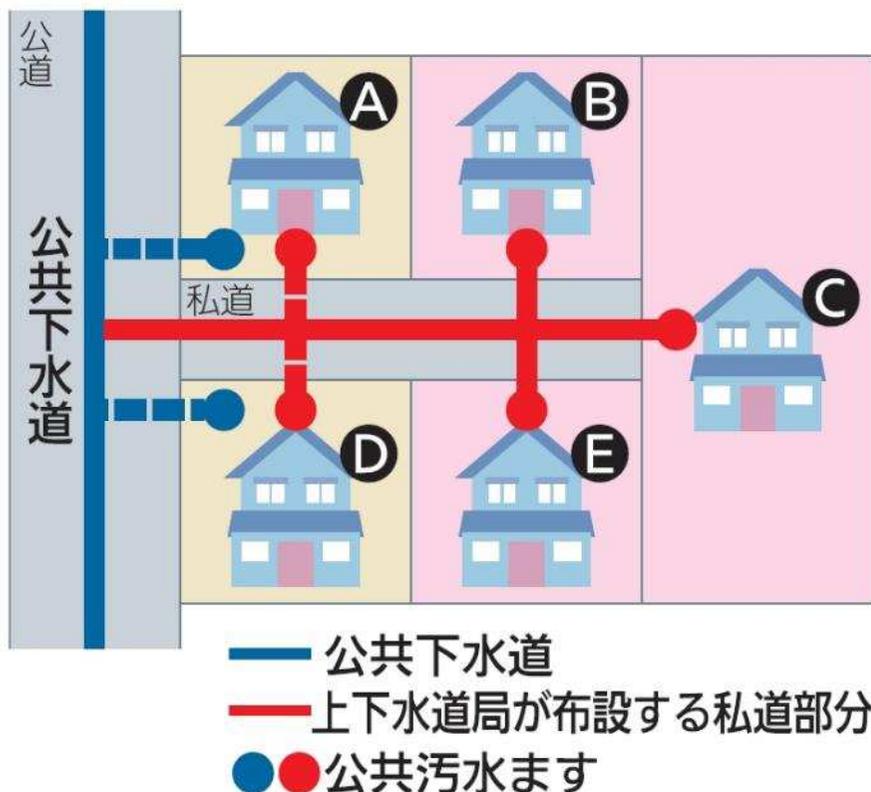
4 市と個人による工事の範囲 (1/2)

- 上下水道局で整備（施工）し、その後維持管理するのは道路下に埋設する下水道管と宅地内の公共汚水ます（下図赤枠）までとなります。
- 公共汚水ますから宅内側は、「宅内排水設備」として、個人で施工と維持管理をして頂くこととなります。



私道への下水道本管布設について

下水道管は原則として、公道内に布設するものですが、下水道の普及を図るため、要件を備えた私道に対して、申請に基づき市の負担で下水道本管を布設します。



適用要件

- ①通行ができる私道であること。
- ②私道が公道に接続し、布設されている公共下水道に接続が可能なこと。
※公共下水道が整備中の場合はご相談ください。
- ③私道が宅地などと分筆されていること。
- ④私道の幅員が1.5メートル以上であること。
- ⑤私道に布設する下水道管を利用する家屋（個々に生計が独立し、水道メーターが独立して設置してあること。）が2戸以上あり、布設完了後すみやかに公共下水道へ接続すること。
- ⑥私道の所有者などが公共下水道布設工事を承諾し、工事後も施設の維持管理に支障をきたさないこと。
- ⑦私道の所有権などの譲渡の際は要件⑥を条件とし、違反した場合は、その賠償責任を負うこと。

※原則、私道に接続し、公共下水道に未接続の家屋全戸での申請をお願いします。申請の前に共有者間で早めのお話し合いをしていただきますようお願いいたします。

※A～Eが対象となります。A・Dについては、公道側または私道側のどちらか一方にのみ公共汚水ますを設置します。

詳しくは公共下水道が実際に整備される年に下水道整備課にお問合せ下さい。

富田東地区及び御前南地区 下水道事業のお知らせ

令和5年12月

郡山市上下水道局



～ 目 次 ～

- 1 下水道を整備する予定の区域…3ページ  地図はこちら
- 2 スケジュール…6ページ  下水道工事の時期等はこちら
- 3 下水道が整備されるとどうなる？…8ページ  暮らしの変化や浄化槽との比較等はこちら
- 4 市と個人による工事の範囲…15ページ  宅地内の工事は個人での実施となります
- 5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度…18ページ  受益者負担金や下水道使用料等

5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度

お客様サービス課

以下は、下水道に関するお金のお話になります。なお、各項目の詳しい内容につきましては、次ページよりご覧ください。

皆様にご負担していただくお金

(1) 下水道受益者負担金

下水道が使用できる状態になったときにご負担いただきます。

(2) 宅内排水設備に関する工事

宅内の排水管の接続工事及び維持管理をお願いします。

(3) 下水道使用料

下水道の使用開始後からご負担いただきます。

皆様の負担を軽減する制度

(4) 水洗便所改造資金の 融資あっせん及び利子補給

水洗便所に改造するための借入れ資金について、利子分を市が負担することで、無利子でお借入れできます。

(5) 雨水活用補助金制度

不用となった浄化槽について、雨水貯留タンクに転用するための工事資金等の一部を市から補助します。

5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度 (1/5) お客様サービス課

(1) 下水道受益者負担金について

公共下水道が整備されると、生活環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上し、当該地域の資産価値が増加します。

その利益を受ける地域内の土地所有者（または権利者）の皆様が下水道整備費の一部を負担していただき、公共下水道を整備していくのが受益者負担金制度です。

【根拠法令：都市計画法第75条に基づく県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例】

負担金の対象

- 下水道が整備される区域内のすべての土地が負担金の対象となります。
- 受益者負担金は、下水道が整備される区域内の土地に賦課されるものなので、公共下水道を使用していなくても納付していただくことになります。
- この制度は、土地の所有者（または権利者）に対して納付をお願いするものです。
- 土地一筆に対して、負担金の賦課（金額を割り当てて負担していただくこと）は1回のみです。

負担金の額と納付方法

- 受益者負担金の額は、土地の総面積に土地1㎡あたりの単価（単位負担金）を乗じて算出します。
- 受益者負担金（円）＝土地面積×単位負担金額（496円）

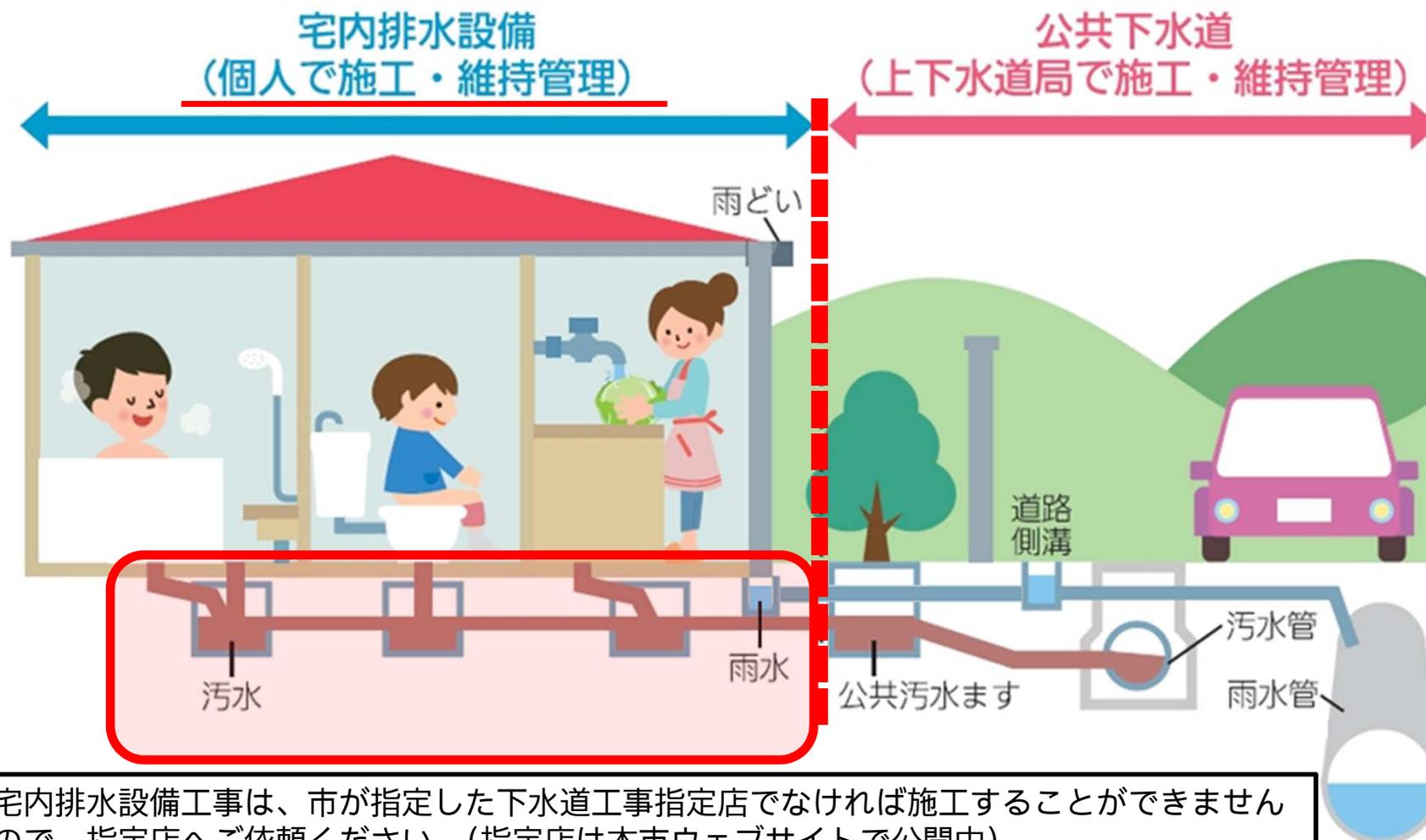
（例）330㎡（約100坪）の土地にかかる負担金の額 $330\text{㎡} \times 496\text{円} = 163,680\text{円}$

- 負担金の計算の基となる土地の面積は、不動産登記法に規定する登記簿の地積によります。
- 負担金は通常5年に分割し、更に1年を2回の納期に分けて納めていただきますので5年間で合計10回の分割納付になります。負担金を最初の1期目にまとめて納付する「一括納付」を選択することもできます。
※便利な口座振替もご利用いただけます。

5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度 (2/5) お客様サービス課

(2) 宅内排水設備に関する工事等について

下図左の宅内側（宅内排水設備）は、個人で施工し、維持管理をしていただきます。
(公共污水ますに接続するための工事等)



- 宅内排水設備工事は、市が指定した下水道工事指定店でなければ施工することができませんので、指定店へご依頼ください。(指定店は本市ウェブサイトで開催中)
- 宅内排水設備工事費については、現場状況（配管の長さ等）によって異なります。

5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度 (3/5) お客様サービス課

(3) 下水道使用料について

- ・ 公共下水道へ接続し、利用を始めると、下水道使用料がかかります。
- ・ 下水道使用料の算定は、汚水量＝上水道使用水量により計算されます。

例：上水道を2か月で40m³使用した場合

下水道使用料 40m³(2か月) = 6,132円

上水道料金 40m³(2か月) = 6,424円

合計 12,556円

※水道メータ口径は13mmで計算

※下水道使用料の計算内訳

基本使用料20m³まで 2,612円…(1)

超過使用料21m³から40m³まで

20m³×176円=3,520円…(2)

(1)+(2)=6,132円

郡山市下水道使用料表(2か月ごとに。10%税込)

汚水の種類	基本使用料 (1)	超過使用料 (2)	
		汚水量	1立方メートルにつき
一般汚水	20立方メートルまで 2,612円	21～40立方メートル	176円
		41～100立方メートル	203円
		101～200立方メートル	230円
		201～400立方メートル	263円
		401～1,000立方メートル	291円
		1,001立方メートル以上	318円

5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度（4/5） お客様サービス課

（4）補助メニュー① 水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給制度について

下水道接続の宅内排水設備工事資金を金融機関から借りる場合は、融資のあっせんを行っており、利子がかからず借りることができます。

あっせん額

一戸建て：80万円以内
集合住宅：200万円以内

利子

無利子（上下水道局が全額負担）

条件

下水道に接続する建物を所有又は占有する郡山市民の方で、市税等の滞納がなく、一定の条件を満たす連帯保証人がいること。

※法人は対象外です。また、融資をあっせんしても金融機関の審査が通らず、融資が受けられない場合があります。

※下水道工事指定店に工事を依頼する際に、当制度を利用する旨を申し出てください。工事が開始されてから制度の申請をしてもお取り扱いできませんので、ご注意ください。

5 下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度 (5/5) お客様サービス課

(5) 補助メニュー② 雨水活用補助金制度

いままで使用されていた浄化槽を雨水貯留タンクに転用する場合には、補助制度が活用できます。

①補助制度の目的

浸水被害の防止

- ・ 雨水を貯留することで河川の増水防止 (降雨時の浸水対策)

資源の有効活用

- ・ 水資源の活用
- ・ 庭の水やりに「水道料金」がかからない
- ・ **公共下水道への切替で不用となった浄化槽の再利用**



②補助の金額

- ・ **浄化槽転用**
工事費の3分の2
限度額：一般住宅25万円 事業所等40万円
- ・ **浸透ます設置**
工事費の3分の2
限度額：2万5千円/基 (1軒につき4基まで)
- ・ **雨水貯留タンク(100L以上)設置**
購入費の3分の2
限度額：4万円 (1軒につき1基まで)
設置費用は対象外

他にも

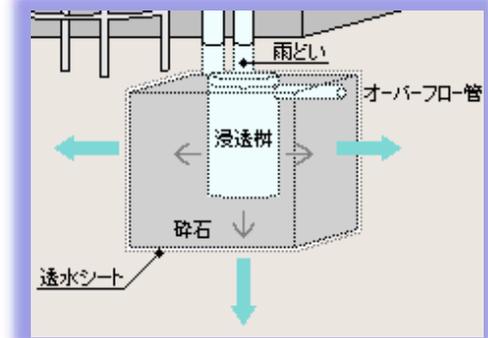
浄化槽転用



雨水貯留タンク



浸透ます



当制度の詳しい条件等は、お客様サービス課にお問合せください。

最後までご覧いただきありがとうございました

下水道が使えるようになりましたら
下水道への接続をお願いします

ご不明な点がありましたら
下記お問合せ先までご連絡ください

郡山市上下水道局

お問合せ先(土日祝日を除く平日の8:30~17:15)

1	下水道を整備する予定の区域	計画 経営管理課 工事 下水道整備課	TEL024-932-7644 TEL024-932-7672
2	スケジュール	下水道整備課	TEL024-932-7672
3	下水道が整備されるとどうなる？	経営管理課	TEL024-932-7644
4	市と個人による工事の範囲	下水道整備課	TEL024-932-7672
5	下水道の整備・使用に伴う費用と補助金制度	お客様サービス課	TEL024-932-7666



詳しいウェブサイトはこちら

